

富士市空家等の適正管理に関する条例

（令和 3 年 3 月 2 5 日）
（ 条 例 第 1 8 号 ）

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市、所有者等、市民等及び事業者の責務等並びに空家等の適正な管理及び特定空家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等であつて、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であつて、本市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 適正な管理が行われていない空家等であつて、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態、景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態にあると認められるもの（特定空家等と市長が認めたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 法第 3 条に規定する所有者等をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内で不動産業、建設業その他空家等に関連する事業を営む者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、空家等の適正な管理の促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、所有者等が行う空家等の適正な管理について必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第 4 条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空家等を適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 所有者等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に努めるものとする。

(立入調査等)

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員又は委任した者に立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等に対する措置)

第8条 市長が特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代執行については、法第14条に定めるところによる。

2 市長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第11条に規定する富士市空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(管理不全空家等に対する助言又は指導)

第9条 市長は、管理不全空家等があると認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指

導をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うときは、必要に応じ、第11条に規定する富士市空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、特定空家等又は管理不全空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講ずることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。
- 4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を次条に規定する富士市空家等対策協議会に報告するものとする。

(富士市空家等対策協議会)

第11条 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施について協議するため、法第7条第1項の規定により富士市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長及び委員11人以内で組織する。
- 3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関等との連携)

第12条 市長は、空家等の適正な管理に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、市長は、関係機関等に対し、必要な情報を提供することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(富士市附属機関設置条例の一部改正)

2 富士市附属機関設置条例(平成30年富士市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市空家等対策協議会の項を削る。

(経過措置)

3 前項の規定による改正前の富士市附属機関設置条例(以下「旧富士市附属機関設置条例」という。)第2条第1項の規定により置かれた富士市空家等対策協議会は、第11条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧富士市附属機関設置条例第4条第2項の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に第11条第3項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧富士市附属機関設置条例第4条第2項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。